

亀岡市 不妊治療助成金 申請書類チェックリスト

【申請条件】

- 治療開始時に亀岡市に住民票があり、かつ、京都府内に1年以上住民票がある(事実婚を含む)
※転入直後等でこの条件に非該当の方は、担当者による確認が必要です
- 生活保護世帯ではない
- 各種医療保険に加入している

【申請に必要なものおよび記載の注意事項チェック】

- 亀岡市不妊及び不育症治療費(一般不妊治療・不育症治療等)助成金交付申請書**
 - 空欄で持参ください→日付、住民となった日、申請額、過去の給付有無(窓口で確認します)
 - 個人情報に関する注意事項を確認の上、同意の署名をしている
 - 年度ごとに1枚の申請書となっている(複数年度の証明書がある場合)
 - 保険者番号が正しく記載されている(不明な場合は空欄で持参ください)
- 亀岡市不妊治療医療機関証明書又は亀岡市不妊治療医療機関証明書(不育症治療)**
 - 申請期限内である(治療開始日の翌日から1年以内の申請である)※不育症は1回の妊娠ごと
 - 年度ごとに1枚の証明書となっている(複数年度にわたり治療をしている場合)
 - 限度額適用認定証を利用した場合は、適応月と区分の記載がある
- 亀岡市不妊及び不育症治療費助成金交付請求書**
 - 空欄で持参ください→日付2か所、請求額(窓口で確認します)※請求額の訂正印による修正は不可
 - 請求者名、振込先口座名義人、申請者名が同一である
→同一でない場合は、別途「委任状」が必要です
(委任状)
 - 日付は空欄で持参ください(窓口で確認します)
 - 印鑑は朱肉を用いるタイプのものを使用している(スタンプ印は不可)
- 請求書に記載する振込口座の情報がすべて分かるもの(通帳が望ましい)
 - 支店名を調べて記載している(特にエコ通帳等の場合、必ず各自でご確認の上来てしてください)
- 事実婚関係に関する申立書(該当者のみ)
- 受療者の健康保険証
- 本人確認書類(住所、氏名、生年月日の分かるもの)
- 印鑑(朱肉を用いて押印するもので、スタンプ印は不可)
- 限度額適用認定証(治療期間内に利用された方)
- 高額療養費、または付加給付の振込金額の分かるもの(コピー)

【以下は、すべての申請者の方に確認していただく必要があります】

- 1 証明書記載の治療期間内に、高額療養費制度に該当する月があるが、ご自身で必ずご確認ください
※該当の有無など、わからない場合は、保険者(保険証を発行しているところ)にご確認ください

【限度額適用認定証、高額療養費制度及び付加給付該当チェックリスト】

- ①限度額の最低ライン「24,600円/月」を超える月がある
 - ②限度額適用認定証の利用が間に合わなかった月があり、「24,600円/月」を超える月がある
 - ③限度額適用認定証を使用したか、区分や適応月が不明で、証明書に記載がないため確認が必要
 - ④付加給付の可能性がある(保険者が以下の場合は該当の可能性あります)
 - 健康保険組合(いわゆる建設国保や医師国保など)
 - 健康保険組合(主に大企業やそのグループ会社など)
 - 共済組合(公務員、私立学校教員など)
- 2 窓口での申請時点で、上記の該当が不明確な方につきましては、上記の1. をご確認いただき、該当・非該当にかかわらず、確認の結果を1週間以内にご連絡ください
 - ①②④の該当月はなかった
 - ①②④の該当月があり、給付申請予定。その後、給付金の金額の明細が手元に届いたら、コピー(※原本は不可)をお渡しした返信用封筒で保健センターに返送する
(手続き完了目安→ 月ごろの予定)
 - ③について、保健センターに回答が必要

※確認の必要性が生じた場合、ご加入の保険者に問い合わせをさせていただくことがあります。ご了承ください。